

地名の字（あざ）と地番について



上総の国いちはらの歴史を知る会
(ふるさと市原をつなぐ連絡会会員)

地名の字(あざ)と地番について

(ウィキペディアより抜粋)

現在地名には主に大字(おおあざ)が使われている。大字は、市町村の区画の名称として使われているが、基本的には1889年(明治22年)に公布された市制及び町村制の施行時に従前の村名・町名を残したものです。市制・町村施行後の分離・埋立等によって新設された大字も多数存在する。例として「ちはら台・有秋台などがある。この大字と区別して、江戸期からの村(藩政村)の下にあった区画単位として小字を置くようになった。字は概して、「市原市」などの市区町村の下にある「町」と同一視されることが多いと言える。町名と区別される理由は次のような歴史的経緯がある。

地番については、不動産登記における土地の表記、住民基本台帳における住所表示などに用いるため必要で、表記の順序は自治体、大字、小字、番地の順に並ぶのが通常ですが、例外として公的な住所、所在地の表記においては通常「字」を冠し「字〇〇」と記されるが、まれに「小字〇〇」と記す地域もあるまた大字を廃して「〇〇町」の表記した所でも、小字を残している場合も多い。

字の読み方

「字」は現在「アザナ」あるいは「アザ」と呼ばれるが、人名の場合(アザナ)と同じように「アザナ」が読みの原型で、「字名」も「アザメイ」ではなく「アザナ」と読むものとされる。村名も「ソンメイ」ではなく「ムラナ」と読むのが近世では普通で、明治以降、大字と小字という用語が関連の法の制定により、広く使用され「オオアザ」「コアザ」の読みが定着したが、それ以前の「字名」の読みは「アザナ」であり、明治時代以降、「字」がアザ」とも読まれるようになっていくに従い「アザナ」と読むことを明確にするため「名」を加えて「字名」と、印刷物などでも2文字で書かれるようになった。

1・大字の成立

字の起源は、日本の近世の村の下にあった小さな区画単位であり、「地方凡例録」によれば田畑・山林などの土地の小字などの土地の小名を字・名所・下げ名などと呼称されるが、その起源は明らかにはされていない。この「字」は現在の小字にあたるものです。

平安時代以降の荘園文書などに字の名は見られ、太閤検地以降はこの字に制度的意義が持たされた。字は一筆毎に字付帳などに記載され、村の名寄帳にも記載された。この村は江戸時代にも引き継がれ、1873年(明治6年)の地租改正の際に作られた字限図を元にしてつくられた村限図においても、この藩政村が単位になっている。

大字はこの藩政村あるいは町の名を、1889年(明治22年)の市制・町村制施行に際して行われた市町村合併(明治の大合併)の時に残したものです。例えばA村が他の村と合併して新たにB村となった時、新たな住所表記を「B村大字A」とし、これは町の合併であっても同様である。但し、明治初年から町村制施行に至るまでの間にそれまであった藩政村の合併・分村もあった為、例外もある。

日本の地域構造における共同体的地縁結合は中世末から江戸時代を経て近代に至る長い伝統を持つ村落共同体を単位としていることが多く、これを引き継ぐ大字は今日でも自治会(地区会・町内会)や消防団の編制単位となっており、郷土意識の末端単位としての意味は今日も失われていない。

2・大字の表記

土地の登記簿や住民基本台帳等に記載される公的な所在地や住所において「大字」という表記がないものが多いが、これにはいくつかの場合がある。

一つは、市町村下の区画名称として大字を持たない場合です。明治の大合併時以降単独で一市町村を形成した場合、都市部など近世からの町が連担して市制を導入した場合などは基本的に大字を持っていない。

もう一つは、地方自治体が大字の名称を変更、あるいは廃止することによって「大字」表記をなくす場合です。この場合は、土地の登記簿や住民基本台帳上から大字の表記が無くなることによる。

地方自治法（第260条第1項）に基づき議会の決議を経て定めることが必要であり、住居表示や区画整理の実施、市制施行、市町村合併などが契機となる例がある。

このばあい、表記については「大字〇〇」を「〇〇字□□」と単に「大字」の大字をなくす場合もあれば、「〇〇町字□□」として「大字〇〇」を「〇〇町」に置き換えてしまう場合、また「〇〇□□町」など大字及び小字名を用いて新たな名前とする場合などがある。

この場合「〇〇」が大字、「□□町」が小字である言うのではなく字を廃して「〇〇□□町」という新たな町が置かれる場合が多い。なお、「△△市〇〇□丁目」ような場合は、「〇〇□丁目」が一つの町名である場合と、「〇〇」が町名または大字名で「□丁目」が小字である場合がある。

大字の扱いについても

- 大字のままとする場合（「大字〇〇」から「〇〇」という大字に名称を変更する。）
- 大字を廃止して町（市町村下の区画名称としての町）を設置するという場合（「大字〇〇」という大字を廃止して「〇〇」という名前の町を設置する）
- そのいずれか曖昧である場合（「大字〇〇」という大字の廃止または変更によって、「〇〇」という町または字に位置付けられるものを設置する。）

などがある。なお、現在市町村の下にある区画単位としての町と字（大字も含む）に行政実務上の区別はなく、大字の表記が廃止されたとしても実態として何も変わるものではない。市制施行や編入が合併の際に「大字〇〇」が「〇〇町」に変更され、その後住協表示により「〇〇」になる（元の呼び名に戻る）例が多く見られる。

古くから市制を導入している大都市では周辺市町村の編入時に字を廃止し町として設置してきた例が多いが、現在でも政令指定都市の中には町を設置せず大字を存置している都市がある。

（さいたま市・川崎市・名古屋市・広島市・北九州市・福岡市・熊本市など）

また市町村合併の結果、大字の名称を「××町△△」のように合併前の自治体名「××町」をこれまでの大字名（△△）に冠称したものに改称する場合があるが、例外として合併前の自治体の区域が合併後に地域自治区等になった場合、「〇〇市××町△△」という住所表記の内「××町」は地域自治体区名であるため、大字名は「△△」のままとなる場合がある。

さらに、住居表示整理を実施しながら、大字を残す自治体もある。

また、町村制施行時に一つの藩政村から成立した、あるいは以降に一つの大字から成立した市町村の場合、大字も町丁も設置されていない場合がある。(神津島村や青ヶ島村など)。この場合住所の表記上は市町村名に続いて番地が記述される。また、大字は設置されていない市町村は市町村合併を行う際には、それまでの市町村の区域に大字を新たに設置する場合と、そのまま大字を設置しない場合がある。

一方、長崎県には「免・郷・名・触・浦」という、大字と小字の中間の区分(大字がない場合は小字の上位区分)にあたる字の単位が存在する。これらの単位は長崎県にのみ存在する特殊なものであるため、土地(住所)に関する情報を広く一般に公開する際に「大字」等、本来とは異なる上位の単位名称に便宜的に振り替えて表記される場合がある。また、地理情報システム等で土地(住所)情報を出力する際も同様に「大字」を設置している自治体は対馬市(全域)・雲仙市の一部となっている。

小字について

小字(こあざ)とは、市区町村内の区画である字の内、大字を除くものにあたり、一筆耕地が集合したものを指し、単に字という。これはヨーロッパにおける耕区にあたる。近世からの村(藩政村)が明治の市町村合併によって大字となり、それと旧来からの字を区別して「小字」と呼ぶようになった。

小字の概要

日本では、字は田畑、山林などの小名として平安時代の荘園文書にも見られたが、太閤検地以降制度的意味を持つようになった。所属する字は土地一筆ごとに記載され、字符帳によって字ごとに纏められ、名寄帳にも字名が記載された。明治22年(1889年)ころの市制・町村制施行時、昭和19年(1944年)の戦時町村合併促進法施行時(戦後改称されたものも数多くあるが影響は残っている)、昭和28年(1953年)の町村合併促進法及び昭和31年(1956年)の新市町村建設促進法前後、そして平成11年(1999年)の地方分権一括法の4つの時代に多くの市町村合併が行われたが、大字とは明治期の合併によって消滅した江戸時代からの村々の名、区画をそのまま新自治体が引き継いだもので、小字とはその村々の中の細かい集落や耕地を指す地名や、地区内にある寺社などの有名建物の付近を指す地名などが付けられているものが多い。例えば、神社の付近では「宮の前」や「宮の下」などや、地形を表す字名「河内」や「くぼ」などがある。また、田畑の面積や所有者などの字名では「五反田」や「於局給」など珍しい字もある。

大字がその成り立ちから概ね地域共同体を単位としているのに対して、小字は田畑のような耕地、山林、採草地などと言った経済的な土地のまとまりを単位としていることが多い。

土地の権利関係を公示する不動産投機において登記簿上の一筆ごとの土地を小字単位に整理し、更にそれを大字単位に管理をしている。江戸時代では村々(現在の大字にあたる)を検地する際、検地帳1枚につき一つの小字をつけていたため、検地の行われた年度によって小字が変わっていることも多く、現在残っている小字名とかつての地名が一致するとは限らない。また当時の農民が通称していた地区名が起源であったりするため、文字表記が不明な場合が多く「カタカナ」で表記されることもある。

字地名への言及は平安時代以後の文章に見られるが、太閤検地以後普遍的に使用され、必要に応じて

整理された記録がされるようになり、近世における「村」に検地帳、水帳等に土地一筆ごとの字を記されたものである。一方、近世からの都市においては都市住民（町民）による地縁組織として「町」が形成され、これが明治期に自治体内の行政区画となった。このような近世からの町を起源とする地域においては、字（小字）が存在しない場合が多い。



小字の廃止

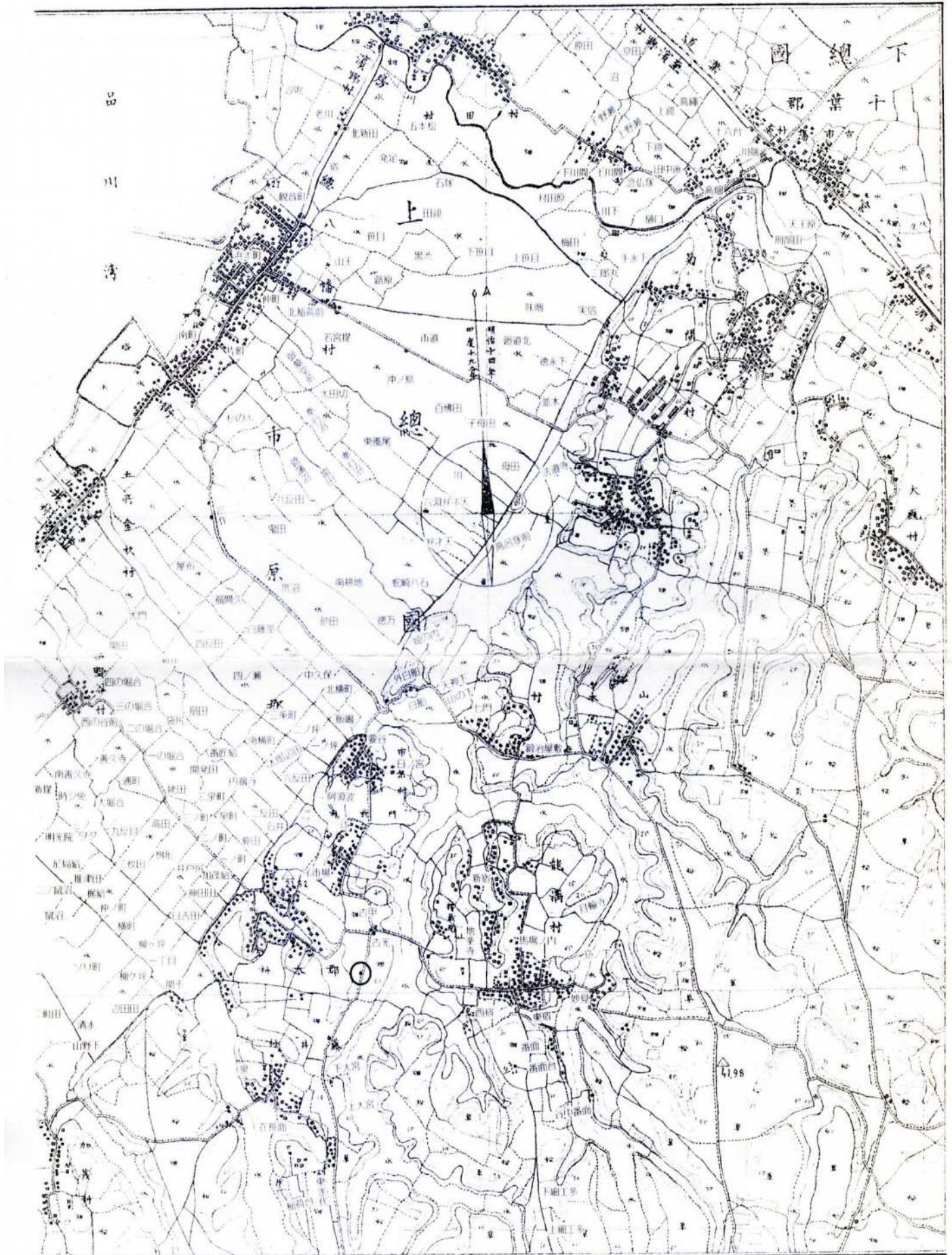
都市部では、かつて小字が存在していても、区画整理事業や住居表示の導入によって小字は消滅していることが多い。（大字は住居表示実施後の町名に引き継がれることが多い。）

番地を小字ごとに起番している地域では番地の識別に小字が必要ですが、大字ごとに起番している地域では地番の識別に小字は必要ないことから、小字が存在していても行政上廃止していることが多い。前者の地域の場合、新郵便番号制度においては大字に対して郵便番号を振ることが基本とされており、新型区分機では郵便番号+番地をバーコードとして郵便物に印字していることから、同じバーコードでも別の宛先となる例が生じる。一方、様々な事情により小字が新設される例も稀にある。

小字廃止の大きな理由としては、小字の境界線が複雑で必ずしも道で分けられていないことや、地番の付け方に決まりがなく、土地丈量の順序につけられていることが挙げられ、住居表示の実施、町名・地番の整理によって廃止されるケースもある。また、旧村の飛び地がお互いに入り組んでいることも理由の一つでもある。

明治時代以降字名の整理されたところが多い。小字は「小地名とはいえ、字名はその地区を示す貴重な文化財であるから、その保存に努めるとともに、消滅した字名を収集し、記録に残しておくことが必要です。明治時代に整理された小字の中には、番号・仮名・十干（甲乙丙など）・十二支など、固有名詞でない字名となった地域も存在する。

市原郡内の大字・小字地図 (明治~昭和期)



第2図 郡本周辺地形図と小字名(1:20,000)千葉県上総国市原郡八幡村及び菊間村迅速測原図(国土地理院)

大字別小字一覧（市原地区編）

市原	三反田	三反歩の面積の田んぼの地
	中久保	中央の久保地
	北横	
	三條町	
	四ノ瀬	
	市の坪	
	式ノ坪	
	橋本	川にかかる橋の麓
	要谷	城郭の谷地
	日ノ宮	日宮神社が祀られる地
	番重久	
	作ノ内	城郭の中の地域
	寺山	寺院（光善寺）のある山
	向台	居住地の反対にある台地
	辻	道路の交わるところ
	阿須波	阿須波神社が祀られる地
郡本	於局給	お局の管理する水田
	中ノ町	集落の真ん中にある地域
	大山	地域にある大きな山
	谷添	谷に添う土地
	竹ヶ坪	竹の生える窪地
	一丁目	
	山野下	山の下の方野などの広い地
	辺田	水田の周りの地
	清水	清水が湧いている地
	向原	集落に向かい合う野原
	関下	堰の下側の地
	大関下	大関のある下側の地
	三島台	
	宮前	神社の前にある地域
	宮竣	神社のある場所の名前の一つ
	大水池	大きな池の地域
	影山	地形で影と山を意味する。
	玄戸	
	久保	谷あいの窪地ですが、これでは律令制度に反するので、久保としたという。

赤坂 坂の上に茜草が生えており、そこに登る坂を「赤坂」と呼んだ。
鼠塚 大鼠を供養する為に塚を建てた地

門前

竹ノ内 城や集落を外敵から守るために竹林をつくり防いだ地。
古甲 古国府な名残りのある地
花輪台 塙で、川の岸などの迂回をしなければ近寄れない土地
人市場 毎月の1日に市場を開かれた地で（一日市場）ではないか。
寺山 寺院の建っている山
小山王 山王権現にまつわる土地

藤井

向原台 集落の向こう側にある台地
向原野 集落の向こう側にある野原
南向原
東向原
坊作
清水作 水の湧く窪んだ谷間のような地
四十八か所 宗教上の施設のあった地か
門戸谷 左右二枚の扉を設けられた谷の入口
木付
惣ヶ谷
井戸久保 井戸のある窪地
向井台 対面する台地
関田 堰と水田がある場所
刈谷
稻荷台 稻荷様が祀られる地
三張 3つの線がピンと長く平らに伸びる地
泉 泉の湧く地
井上
下中久保
藤台 藤の咲く台地
新敷 新しく建てられた屋敷
中久保
藤井畑
吹上 風が吹きあがる地。谷地形の地
代畑 高台とも言う。畑に開墾されている台地

川上 川の上流の地
在長面 古国府の在庁免の名残り
遺成久保
東家台
井戸脇 共同井戸の脇の地
大宮 大宮神社の祭られる地
弐ツ大宮 大宮神社の近くの地
三ツ大宮 大宮神社の近くの地
大宮吹上 大宮神社下の谷あいの地

山田橋

笹森塚
シウノ谷
大塚台
太田
大山台 大きな山にある台地
五三前
堂ノ下 お堂の麓の地
表堂 お堂の表の地
玄の海道
宮の前 神社の前の土地
井戸久保 井戸のある窪地
本郷 一番早く人が住んだ場所
五反目 五反歩ある土地
五反目下
大橋 大きな橋が架かる地
大橋向 大橋の反対側
中広
中広台
大谷
宮田 神社の所有する水田か
己ノ輪
上の台
西ノ山 集落の西側にある山
向坂ノ上 向坂という地の頂上の地

能満

関戸 集落の入口にある関（入口）
亀井
西山木台 山木という集落にある台地

東山木台	
大久保	
辺田	水田の周りの地
白旗台	白幡神社のある台地
箕輪	突き出した丘の周囲を取り囲んだ地。箕の縁という意味。
大北谷	北側にある大きな谷あいの地
北谷	北側の谷あいの地
用田下	
水谷	水野湧く谷あいの地
能満橋	能満川にかかる橋
天王崎	天王神社を祀られる地
天王辺田	天王崎の周辺の地
弐階下	弐階台地の下にある地
寺の下	寺院（釈蔵院）の下側の地
弐階台	寺院（釈蔵院）の上にある台地
城山	城（能満城）の建っ山
久保	窪地
城の下	城（能満城）の下にある地
北平台	北側の平らな台地
居心城	以前に居心城または居心寺があった地
中平台	中央の平らな台地
南平台	南側の平らな台地
北嶋	
島淡井	
甲田	水田の名称
下夕橋	下夕という橋が架かっていた地
大谷台	
西四辻・東四辻	道路が交わる地の西側・東側
北の崎	集落の北側にある先端
勝坂	坂の名称
妙見	妙見神社が祀られている地
月輪寺	以前に月輪寺という寺院があった地
天神台	天神社が祀られている地
聚楽寺	以前に聚楽寺という寺院があった地
宮の前	府中日吉神社の前の地域
宮ノ下	府中日吉神社の下側にある地域
一の橋	橋の名称
堂場	以前に薬師堂が建っていた地

馬場の内	国府または守護所の中の馬場があった地
東宿	国府または守護所に来た旅人の宿場があった東側の地域
西宿	国府または守護所に来た旅人の宿場があった西側の地域
新宿	国府または守護所に来た旅人の宿場で、東宿・西宿の後に新たにできた宿場地域
唐崎	府中日吉神社を滋賀県大津市から勧請する際に唐崎から大工が来て住んだ地域
唐崎台	笠崎の大工が住んだ台地
谷頭	谷あいの先端地
大山	
蟬尻	地形が蟬の形に似ているので付いた地名
下大宮	藤井にあった大宮神社の下側の地
上大山	
千草台	千草寺があった台地
新山	
番面	見張り番があった地
番面台	見張り番があった台地
桜続	桜並木があった地
五反田	五反歩の田地
上五反田	五反歩の田地の上方の地
下五反田	五反歩の田地の下方の地
狩長柵	細長い狩場の柵の地域
定堀切	堀切がある地
東橋戸	東側の橋の架かる処
永柵	
上人墳	仏門の人を葬った墳墓
鍵田	鍵の手になっている地
下細工多	細い小道の下方
上細工多	細い小道の上方
巖山	
千草寺谷	以前に千草寺があった谷あい
西千草山	千草山の西側の地
東千草山	千草山の東側の地
山田橋祇園	能満地域内にある山田橋の飛び地の祇園
上柏原	柏原地区の上側
下柏原	柏原地区の下側
上四角久保	
下四角久保	
打棒	
下大貝塚	古代の住民の食べた貝などの捨てた規模の大きな貝塚

下小貝塚	古代の住民の食べた貝などの捨てた規模の小さな貝塚
上小貝塚	
上椎津貝	
下新関	新関という貯水池のある地の下側
上新関	新関という貯水池のある地の下側
下味噌柵	
上味噌柵	
下原大部	
大中貝	
上大堀	大堀堰という貯水池のある地の上側
下大堀	大堀堰という貯水池のある地の下側